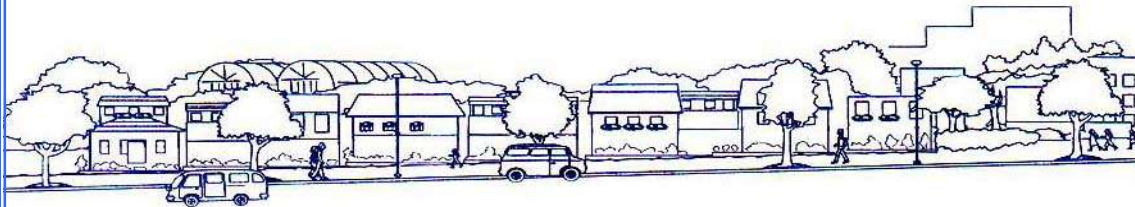


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.132

2026/6/23



江戸川区土木部
区画整理課

選挙人名簿の縦覧が終了しました

日頃より、上篠崎一丁目北部土地区画整理事業にご協力いただきありがとうございます。

『土地区画整理審議会委員』（以下、審議会委員）の改選に向け、令和8年5月29日(金)から6月11日(木)までの間、「選挙人名簿の縦覧及び選挙人名簿に関する異議申出の受付」を行いました。縦覧の結果、異議の申出はありませんでしたので、令和8年6月29日(月)に「選挙人名簿の確定及び選挙する委員の数」を公告します。

★ 審議会委員の立候補については、裏面をご覧ください ★

みなさまへのお知らせ

■ 以下の建築行為等を行う場合は江戸川区の許可が必要です ■

- 土地の形質の変更（掘削、切土、盛土など）
- 建築物の新築、改装、増築
- 5トン以上の重量物のたい積、設置



76条許可については、こちらをご覧ください！

■ 権利の申告等が必要な方は届出をお願いします ■

土地の所有権移転（土地の売買・相続等）や住所・氏名の変更等があった場合は、篠崎地区まちづくり事務所までご連絡ください。



審議会委員の立候補を受け付けます

審議会委員の立候補の受付を行います。立候補できるのは、確定した選挙人名簿に登録されている方（土地所有者）です。立候補される方、または他の権利者を候補者として推薦される方は、以下の書類を篠崎地区まちづくり事務所へ提出してください。

- 審議会委員に立候補される方 ⇒ 「立候補届」
- 他の権利者を候補者に推薦される方 ⇒ 「候補者推薦届」及び「候補者推薦届承諾書」

また、共有地の場合は代表者のみ立候補できます。その際には、あらかじめ「代表者選任通知書」の提出が必要です。

- 受付期間 令和8年6月30日（火）から令和8年7月9日（木）まで
※期間中は、土日も受け付けます。
- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 受付場所 篠崎地区まちづくり事務所（北篠崎2-26-7）

※「立候補届」等の各種届出の用紙は、篠崎地区まちづくり事務所にご用意しております。
提出の際は、本人確認書類等の添付が必要となります。

なお、候補者が個人・共有・法人の場合によって必要書類が異なります。

- 個人の場合：本人確認書類（「運転免許証」「個人番号カード」「旅券」等）
- 共有の場合：本人確認書類 + 「代表者選任通知書」
- 法人の場合：本人確認書類 + 「印鑑登録証明（法人）」
または「代表者事項証明書（法人）」

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。

【 お問い合わせ先 】 ※平日 08:30 ~ 17:15

〒133-0053 江戸川区北篠崎2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所
TEL: 03-5664-2616 (移転造成係) 03-5664-2619 (計画換地係)
FAX: 03-5243-3711

《 江戸川区 HP 》



— 江戸川区 HP へは右の二次元コードよりアクセスしてください —